

議案第19号

加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

加西市長 高橋晴彦

加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成6年加西市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第9条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成22年加西市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

(審議資料)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

【概要】

・公費負担限度額の引き上げ

(1) 選挙運動用ポスター作成の公費負担の単価の改正（第1条）

区 分	現行単価	改正単価	引上げ額
印 刷 費	541 円 31 銭	586 円 88 銭	45 円 57 銭

(2) 選挙運動用ビラ作成の公費負担の単価の改正（第2条）

選挙の区分	現行単価	改正単価	引上げ額
市 長	7 円 73 銭	8 円 38 銭	65 銭
市議会議員	7 円 73 銭	8 円 38 銭	65 銭